JR東海労ニュース

№1821 2013年3月28日 JR東海労働組合

スパイ糾弾訴訟 一当判決弾劾!





3月27日、嶋田一味=組織破壊者を許さず、反弾圧の闘いとして約4年半に わたり闘ってきたスパイ糾弾訴訟の判決が言い渡されました。判決は、故松崎 明さんをはじめとした43名の原告団の主張を退けた極めて不当な判決です。私 たちは、この不当判決を断固糾弾し原告団43名と共に、反動の嵐に抗し一切の 組織破壊を跳ね除け控訴審で闘うことを明らかにします。

判決では、私たちの仲間を革マル派メンバーであるかのごとくデタラメな情報をリストに掲載したことは一部名誉毀損に当たるとしていますが、不特定多数にその情報を配ったわけではなく報道機関9社に配ったに過ぎないことや、記事を書くのは記者であり、情報提供者はその責任を問われることはないという趣旨で訴えを退けています。さらに許せないのは、嶋田一味をスパイと決めつけたことが名誉毀損に当たるとした嶋田一味の主張を受け入れ、原告団の仲間に損害賠償の慰謝料支払いを命じています。全く許せない判断です。内容について一切審理することなく、形式的な事柄だけを検討した判断にすぎません。私たちは、このような不当判決を許さず、反弾圧の闘いとして原告団を支え断固闘いを推し進めていきます。





